

成田市地域資源情報管理システム構築・運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市地域資源情報管理システム構築・運用保守業務（以下「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する手続（以下「プロポーザル手続」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル手続を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) プロポーザル手続における提出書類等の評価、審査及び優先交渉権者の選定

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、福祉部長、介護保険課長、高齢者福祉課長、地域医療政策課長、保険年金課長、成田市ケアマネジャー連絡会から推薦された者の合計6人の委員をもって構成する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長を、副委員長は介護保険課長をもってこれに充てる。

4 委員は、職務その他の事由により評価を行うことができない場合は、代理して評価を行う委員を指名することができる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(参加者の参加資格等)

第3条 この要領に基づくプロポーザル手続に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、成田市地域資源情報管理システム構築・運用保守業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に定める要件を満たす者とする。

2 有資格者は、この要領に基づくプロポーザル手続に参加しようとするときは、募集要項に基づく参加申請書により市長に申請するとともに、募集要項の定めるところにより企画提案書等を市長に提出しなければならない。

(評価)

第4条 委員会は、前条第2項の規定により企画提案書等が提出されたときは、第1次評価及び第2次評価を行うものとし、その内容は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるとおりとする。

(1) 第1次評価 書類審査とし、企画提案書等を基に委員会が評価を行い、第2次評価の進出可否を決定する。また、結果の通知その他の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

ア 結果の通知 評価の結果については、書面により全ての提出者に通知

するものとする。

イ その他 評価の内容についての問合せには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

- (2) 第2次評価 企画提案書等、それらを基にしたヒアリング及び質疑応答による評価とし、委員会が評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。また、ヒアリングの実施その他の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

ア ヒアリングの実施 ヒアリングの日時、場所及び実施方法等については、別に定めるものとする。

イ 結果の通知 評価の結果については、書面により全ての提出者に通知するものとする。

ウ その他 評価の内容についての問合せには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

- 2 前項の規定による第1次評価及び第2次評価（以下「評価」という。）の基準は、公表しない。

- 3 評価の内容に関する問合せには、応じないものとし、審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

（優先交渉権者の選定）

第5条 委員会は、第2次評価により評価順位が第1位の者を優先交渉権者として選定するものとする。

- 2 最高点の者が複数いる場合は、原則として、提案金額の安価な者を優先交渉権者とする。

（失格条項等）

第6条 第3条第2項の規定により企画提案書等を提出した者（以下「提出者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないこと。
- (2) 参加資格を満たさない者であること。
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないこと。
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されていること。
- (5) 企画提案書等に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていること。
- (6) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていること。
- (7) この要領及び募集要項に定められた方法以外の方法により、委員会の委員又は関係者に、プロポーザル手続に対する援助を直接的又は間接的に求めること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為を行い、かつ、審査結果に影響を与えるおそれのあること。

（優先交渉権者の決定及び選定結果の通知）

第7条 委員会は、第5条の規定により優先交渉権者として選定した者を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、優先交渉権者を決定し、結果を文書により通知するものとする。

- 3 市長は、優先交渉権者が契約締結までの間にプロポーザル手続に係る参加資格を有しなくなった場合は、評価結果が次点の者を新たに優先交渉権者とし、必要な手続を行うものとする。

(契約)

第8条 市長は、決定した優先交渉権者を業務に係る見積書の徴取の相手方とし、交渉を行うものとする。

2 前項の交渉の結果、契約が成立しない場合は、評価順位が次点の者を見積書の徴取の相手方とし、交渉を行うものとする。

(プロポーザル手続の取扱い)

第9条 プロポーザル手続の取扱いは、次に定めるとおりとする。

(1) 参加を希望する1法人につき、提案は1件とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(6) 前号の規定により企画提案書等を公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 提案説明及び質疑応答については、音声の録音を行う。

(事務局等)

第10条 この要領に基づくプロポーザル手続に関する事務局及び委員会の庶務は、福祉部介護保険課において担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月17日から施行する。

(失効)

2 この要領は、業務委託契約の完了日をもって、その効力を失う。